

「ゾンビ企業」に対する中国の整理について

北京市企業清算事務所 康陽

はじめに

本稿は、中国に特有の「ゾンビ企業」の概念、現状についての分析を通じ、「ゾンビ企業」の整理がすでに国家戦略となり、市場メカニズム、法的手続、経済手段を総合的に動員し、「ゾンビ企業」を整理することにより、中国の経済における過剰な生産能力を解決し、供給側の構造改革を推進する戦略目標について述べる。

一、中国の「ゾンビ企業」の概念及び現状

(一) 中国特色の「ゾンビ企業」の概念

「ゾンビ企業」は、英語「zombie company」の訳であり、経営を回復する見込みがないにもかかわらず、貸金業者または政府側の支援を獲得したため、破綻することを免れた負債を負った企業を指す。かかる概念は、アメリカ経済学者ピート・クレノー氏が20世紀80年代に提唱した経済学概念である。中国では、2015年に、公式に「ゾンビ企業」という表現が使われるようになった。この概念は、その時期まで、単に専門用語として学術の世界で応用されており、実践において、「ゾンビ企業」の概念についての理解は、今も含めて、いろいろである。

東洋と西洋の文化上の差異に加え、中国独自の事情があるため、中国における「ゾンビ企業」の概念の範囲は、西洋におけるそれよりも広く、狭義の概念と広義の概念に分けられると考える。狭義の「ゾンビ企業」とは、生産を停止、半ば生産を停止、連続での赤字、又は債務超過であり、主に政府の手当てと銀行の継続貸出を通じて経営活動を維持する企業を指す。広義の「ゾンビ企業」とは、それ以外にも解散事由が生じたにもかかわらず、清算されずに、経営者が夜逃げてしまう、営業許可を取り消された企業、破産事由が生じたにもかかわらず、破産手続を開始せず、市場から退出する退出、あまりに過大な債務を負っている企業、設立したにもかかわらず営業しないまたは営業停止にある抜け殻企業が含まれる。これらは、「ゾンビ企業」に対する中国の今回の整理の視点からすると、すべて整理退出の範囲に属する。

(二) 中国の「ゾンビ企業」の現状

1、「ゾンビ企業」の出現の経済的背景

(1) 2008年の金融危機の以降、世界における主要な経済主体の成長が遅延され、市場の需要が減少していくにしたがって、中国の経済発展も新たな状況を迎えるようになった。中国の経済も衰退化していき、企業外部の経営環境がいっそう厳しくなり、技術、管理等が相対的に遅れている一部の企業は、新たな市場状況に適応しがたくなり、産業構造のグレードアップが市場状況の変化に応じていないがゆえに、苦境に陥り、核心的な競争力が不足し、徐々に市場から見放され、「ゾンビ企業」の主な発生源となる。

(2) 一部の産業においては、生産能力の過剰化、市場需要の減少、注文の不足、商品の販売停滞、資金の調達困難を理由として、企業が販売する商品の価格が継続的に減少、これに伴い企業の実績も低下してしまっている。ある産業においては、さらに産業全般が不況に陥り、企業の経営がより困難になっている。

(3)市場のメカニズムの不健全さや、社会保障制度の不備に加え、企業が市場から退出する際に、社会安定、労働者の権利侵害、利益紛争に関する非常に複雑な問題に巻き込まれることから、企業の退出にあたってはリスクが大きいが故に、企業、金融機関、地方政府に対して、退出に対する懸念を抱かせるため「ゾンビ企業」が市場原理により、順調に退出しがたくなった。

2、中国の「ゾンビ企業」の分布の特徴

中国人民大学国家発展及び戦略研究院は、2016年7月28日に、中国ではじめて、「ゾンビ企業」についての全面的な研究を内容とする報告である、「中国の『ゾンビ企業』についての研究報告—現状、原因及び対策」を公表した。当該報告は、中国の「ゾンビ企業」の産業分布、地域、所有制の形式、企業規模、企業の経営年数について入念な統計を行い、それをまとめると、以下のような特徴があるとした。

(1)「ゾンビ企業」の分布比率の最も高い五つの産業は、鋼鉄、不動産、建築インテリア、商業貿易及び総合類である。「ゾンビ企業」の比率の最も低い五つの産業は、銀行、マスコミ、非銀行金融機関、IT及びレジャーサービスである。

(2)「ゾンビ企業」の分布地区を見ると、経済発展が進んでいる東部南部地区または海沿いの省、例えば、山東省、江蘇省、浙江省、広東省などでは、「ゾンビ企業」の数は多いものの、その比率は低く、まだ大きな問題となっていないが、経済発展が進んでいない西南、西北及び東北地区では、「ゾンビ企業」の比率が比較的高く、このような地域は、経済の基盤が弱く、成長のスピードが緩く、産業の構造が単調であるが故に、整理上、より大きな問題に直面している。

(3)所有制についての統計からすると、国有企業と集体企業において「ゾンビ企業」の比率が最も高いのに対し、民営企業と香港・澳門・台湾及び外国企業は、お互いに「ゾンビ企業」の比率が似ており、国有企業と集体企業における「ゾンビ企業」と比べ、その比例が著しく低いが、数はより多い。

(4)企業の規模についての統計からすれば、大規模企業と中規模企業の「ゾンビ企業」の比率が最も高いが、その数は、比較的小さく、「ゾンビ企業」の大多数が小規模企業である。

(5)企業の経営年数についての統計から見ると、企業の経営年数の増加につれて、「ゾンビ企業」の比率が高い。設立1~5年の企業の中、3%が「ゾンビ企業」であり、設立して30年を超えた企業の場合、23%近くが「ゾンビ企業」である。これは、多くの「ゾンビ企業」が古い企業であり、また、国有企業という身分を持ち、規模が大きいがゆえに、整理が難しいことを意味している。

3、中国特有の「ゾンビ企業」の場合

前述した、「ゾンビ企業」の概念についてみられるように、中国の広義の「ゾンビ企業」においては、営業許可を取り消された企業を含めている。中国において、会社の設立、変更、終了は、政府の専門機関、すなわち、工商行政管理機関が管理している。会社が市場から正常に退出しようとする場合、法の定めによって清算した上で、工商機関で登記取消手続を行わなければならない。経営活動の中で、会社が重大な違法行為をした場合には、工商機関がその営業許可を取り消すことになるが、これは、法律上、企業に対しな

される最も厳格な行政処罰である。違法行為には、主に以下のような四つの場合が含まれる。

(1) 虚偽登記

(2) 経営範囲の超過

(3) 理由のない不開業または営業中止、会社が設立後、正当な理由がなく6ヶ月を超えて開業しない場合、または開業した後に、連続して6ヶ月間自ら営業を停止する場合に該当し会社登記機構により営業許可を取り消された場合

(4) 企業が期間内に年次検査手続きを受けない場合である。会社が規定に基づいて年次検査を受けない場合、会社登記機構は、1万元以上、10万元以下の罰金を課す。企業は、所定の期間内に期間内に年次検査を受けない場合、その企業の営業許可を取り消す。

もう一つの場合として、会社が生産を停止したことにより損失を受け、または、債務紛争のため、債務者が「夜逃げ」したことにより年次検査を行わない場合、工商登記上、頻繁に異常状態と示されている場合に、営業が取り消されることと同様である。

営業許可の取消しとは、企業法人の経営資格を強制的に奪い、企業が継続的に市場経営活動を行うことを禁止することを意味し、これらの企業は、法の定めによって、清算手続を実施し、工商上の取消しを通じ、市場から退出しなければならない。しかし、市場経済退出の仕組みの不備、社会信用仕組みの不完全、債務者と債権者の法的意識の弱さ、退出の手続の複雑さ、違法行為を行うコストの低さなどの理由により、大量の企業が工商機関により取り消された後に、清算または清算申請を行わずに、自ら失踪、ないしは、「夜逃げてしまう」のである。国家工商総局の統計によれば、2016年に中国で取り消された企業数は41.1万社で、もし、取り消された企業が、法の定めに基づき、清算を通じ退出しなければ、債権者の権利を損害し、また、株主自身も法的リスクを被る恐れがあると考えられる。

二、「ゾンビ企業」に対する中国の整理の、国家戦略化

「ゾンビ企業」の整理は、今のところ、中国経済の直面する一つの重大な課題である。2017年は、過剰な生産能力を解決する年と言われているが、「ゾンビ企業」は、その過剰な生産能力の解決において重点的に取り組まれるだけでなく、難点でもある。「ゾンビ企業」の整理の実現は、供給側の構造改革を実現するポイントであろう。2015年に、中国政府は、初めて、「ゾンビ企業」を取り除くことを提言し、また、国有企業の改革から「ゾンビ企業」の整理を行う幕を開けた。では、なぜ国有企業から始めるか？国有経済は、中国経済全体において、相対的に大きい比率を占めており、また、市場の主力が国有企業であり、上述したとおり、統計上、国有企業における「ゾンビ企業」の比例が最も高い。中国政府は、国家のエネルギー消費、環境保全、品質、安全などの基準に満たさない、長期的に欠損状態にある、生産能力の過剰の企業及び、持続的に3年以上損失を計上し、かつ、構造調整の指針に則しない企業に対し、資産の再建、所有権の譲渡、閉業破産などの方法で整理し、よって、「ゾンビ企業」の全面的な整理を連動させようとしたからである。そのため、政府側は、一連の関連政策を提出し、専門的な労働者安置資金を設立し、社会各領域による協力を呼びかけ、整理を行なったのである。

さしあたり、「ゾンビ企業」をできる限りはやく処理することの重要性に対する理解は、社会の各領域においては、概ね一致している。「ゾンビ企業」の処理は、供給側の構

造改革における重大な措置であり、正常な市場体系を構築するために必要であるといえる。今回、中国で「ゾンビ企業」を整理するなかで、顕著な特徴の一つが、まさに、政府による推進であるが、それは、必ずしも政府の主導または完全な行政的関与を意味するのではない。政府は、上部の設計をしっかりと、統率作用を発揮し、政府の機能を積極的に履行し、市場の不機能を解決し、有効な引導を行うことによって、市場化処置のため、有利な条件を創造するのである。今のところ、「ゾンビ企業」への整理のための措置は、主に以下の三つの側面に集中している。まず、責任主体が積極的に「ゾンビ企業」を処理することを激励し、中央企業、金融監督機関および地方政府が先駆して始めなければならない。次に、法院は、有効な市場メカニズムと経路を引導し、構築し、「ゾンビ企業」による各生産要素の合理的な流動と有効な配置を推し進めるため、円滑な退出経路および司法保障を行い、行政部門は、手続を簡潔にし、サービスの業務をしっかりとしなければならない。さらに、各種の機関は、「ゾンビ企業」の処置に積極的に参加し、民営企業、社会資本は積極的に参加し、再建調整を実施すべきである。

三、「ゾンビ企業」に対する中国の整理の主要策略

前の文で、「ゾンビ企業」への中国の今回の整理において、政府が宣伝し推進したと述べたが、整理の策略は、市場化の運行を主にする。その総体的方向といえ、具体的に、企業の主体化、政府による推進、市場の誘導、法による処理という原則のもとで、資源の配置における市場の決定的作用を十分に発揮し、法的手段と経済的手段を運用し、「ゾンビ企業」に対し多様な経路、多様な方式を通じた総合的整理を行うことである。同時に、国有企業の投資家であり、社会的管理者としての政府の参加も必要であるが、過剰な行政の関与は慎むべきであり、法院は、市場経済の保護者として、「病気を治して人を助ける」作用を能動的に発揮すべきである。

(一) 会社の自発的な市場退出に関する行政手続の簡素化—簡易な登記取消

自己救済のできない「ゾンビ企業」が自発的に清算し市場から退出することがベストの選択である。「会社法」及び「会社登記管理条例」によると、会社は、能動的に、登記取消を通じ市場から退出しなければならない。しかし、実務上、清算手続の複雑さ、時間コストの高さ、登記取消登記手続の複雑さに加え、違法行為を行うコストが低いため、多くの会社は、行政による経営の取消または夜逃げすることを選んででも、登記取消をしようとならない。この局面を打開し、企業が自発的に、登記取消手続を履行するよう引導するため、中国工商総局は、「企業による簡易な登記取消改革を全面的に推し進めることに関する指導意見」を配布し、2017年3月1日から、全国において、企業の簡易登記取消改革制度を全面的に実行した。かかる制度は、主に開業したが経営していない企業、無債権無債務の微小規模の企業及び強制清算、破産清算を通じた「ゾンビ企業」を対象としており、登記取消の手続を簡素化し、時間的コストを削減し、費用を節約することにより、企業が自発的に退出する経路を円滑化し、仕組みを改善させたのである。

(二) 清算義務を負う人に対し清算退出を課する司法手続の展開—強制清算

多くの「ゾンビ企業」の経営者は、行政により営業を取り消された後、逃げてしまい、行方不明となる。また、会社法人格の独立原則を理由として、会社の株主は、会社債務の弁済義務を負わないことから、実務上、(有限会社の)株主総会は、清算義務を履行することを怠る。現行の「会社法」司法解釈二における強制清算制度は、関連責任を法律上、

明確にした。強制清算とは、会社が解散事由が生じた後、株主が法の定めにより、清算義務を履行しない場合、債権者または他の株主が法院に対し清算申請を提出し、法院が清算を指定し、清算を行うことをいう。ここでは、以下のような三つの場合が挙げられている。まず、会社が解散する際に、所定の期間を超えて清算組を組成し、清算手続を行わない場合、次に、清算組を組成したが、意図的に清算を先伸ばしする場合、さらに違法な清算により債権者または株主の利益を嚴重に損害するおそれがある場合である。また、その中で、とりわけ、清算企業の主要財産、帳簿、主要資料などを紛失し、または、清算企業の責任者が行方不明である案件については、債権者が会社法司法解釈二の定めにより、終結決定において、申し立てられた企業の株主、役員、Actual controllerなどの清算義務人に対し、企業の債務の弁償を行うように請求することができると記載しなければならない。関連債務義務人の持つ有限責任または無責任を、連帯責任に変更し、よって、清算義務人が主導的に清算責任を履行し、能動的に会社清算を展開し、登記取消手続を行うようにした。強制清算と簡易な登記取消についての司法と行政の連携は、現在、中小規模の「ゾンビ企業」が市場から退出する経路の一つをなしている。

(三)「ゾンビ企業」の整理の主要な司法経路—倒産の仕組みの補完

倒産法の立法目的は、市場経済における重要な法制度であり、市場経済のルールに適合する市場主体退出の仕組みを構築し、債権債務の公平な整理と苦境にある企業の有効な救済を通じ、市場経済の健全な発展を維持し、促進することにある。「ゾンビ企業」が倒産の仕組みを通じ市場から退出することは、最も規範的な退出の仕方であり、中国の行政側でも、「優勝劣汰の市場化退出のメカニズムを健全し、企業倒産制度を補完すべきである」と指摘した。「ゾンビ企業」の中国の今回の整理は、有効な主要策略として公式的に見なされ、倒産手段を動員し、経営価値があるものの、苦境にある企業の健全な発展のために積極的に奉仕・保障し、また、経営ビジョンのない企業が順序よく市場から退出することを促進する点で、とても重要な意義がある。また、倒産制度は、ある企業が「ゾンビ企業」に属するかどうかを正確に見極め、どの経路で処理をするかを確定するにあたって、顕著な利点がある。いまのところ、中国の倒産制度には、主に、破産清算、破産和解と会社更生が含まれる。また、法院が倒産法の審理機関として、「ゾンビ企業」の整理において、重要な役割を果たすことから、中国の最高人民法院は、積極的に行動し、法的思考と法的手続で過剰な生産能力を解決するように気を使い、倒産業務の市場化、法律化、制度化、情報化及び専門化の建設を通じて、供給側の構造改革への奉仕・保障における人民法院の役割が著しく強化し、一連の司法的措置を公表したことにより、現在、中国の社会全般の直面する倒産の状況が大いに改善された。

1. 2016年7月28日に、最高人民法院は、「破産案件の立案、受理についての関連問題についての通知」を公表し、2016年8月1日から、債権者、債務者などの法的主体が提出する破産申請書類について、人民法院の立件部署では、書面の証拠を受領し、書面の控えを交付すべきであると明確に定めた。立件部署は、審査を通じ、申込人が提出した資料が法の定めにも適合していると認めた場合、登記し、立件しなければならない。関連措置として、最高人民法院は、また、「強制清算と破産案件類型の区分を調整することについての通知」を公表し、「強制破産及び破産案件類型並びに書き換えの標準」を修正した。このような文献は、破産案件の立案審査の流れと規則をより上手くまとめ、破産案件が法の

定めにより、簡便に受理されるよう制度的な保障を提供し、破産手続を動員し、「ゾンビ企業」を処理することを円滑にした。

2. 2016年以前、中国のほとんどの法院では、専門的な破産審判機関が設けられず、破産手続を行える裁判官の数が少なかったため、破産審判の仕事の展開を大きく制限した。この問題を解決するため、2016年6月21日に、最高人民法院は、「中級人民法院が清算及び破産審判法廷を設立することに関する仕事の方案」を提出し、直轄市は、少なくとも一つの中級人民法院を指定し、清算と破産審判法廷を設立し、省政府の所在市と副省級都市の中級人民法院は専門的な清算と破産審判法廷を設立するよう要求した。その後、一年強の時間を経た現在、全国の法院の設立した破産審判法廷の数は86に至り、専門的な裁判官の配置、調整も少しずつ進められ、破産審判機関の専門化と人員専門化の作業が重大な突破を迎え、大量に潜在する「ゾンビ企業」を扱うための基盤を用意した。

3. 破産業務への転換を促進し、規範的に執行するため、最高人民法院は、2017年1月20日に、「案件を破産審査に移送することを執行することに関する若干の問題についての指導意見」を公表し、執行法院が、執行される企業法人が破産の条件に満たしたことを発見したとき、当事者の同意を得て、即時に、企業を破産手続に移送し、破産手続を通じトラブルを解決しなければならないと定めた。その他、破産業務の執行へ転換する業務原則、条件と管轄について詳しく定め、訴訟制度と訴訟の流れから、執行できない案件が法院の移送を通じ、破産手続に入る経路を開いた。破産制度は、執行困難の問題を解決する重要な措置であり、また、執行される、執行困難の企業の中には、経営資金の不足、経営場所の不在、企業管理機関と人員が行方不明である「ゾンビ企業」の割合が相対的に大きい。このような執行案件は、破産手続に入ったあと、破産を通じ解決できれば、債権者の利益が実現できるし、破産清算を通じてしか解決できない場合、執行される企業の破産財産に対し清算し、全ての債権者に対し公平になるよう清算を行えば、執行困難の問題も自然に解決できる。倒産手続の終了後、このような債権債務は消滅され、これはまた、「ゾンビ企業」の資産、債権債務を法の定めにより解決する一種の司法方式でもある。

統計によると、2016年に、中国の法院の受理した企業倒産案件は5665件で、2015年より53.8%増加し、そのうち、1041件が再建案件である。審判が終了した企業倒産案件は3062件で、2015年より60.6%増加し、そのうち、525件が再建案件である。

(四) 国有の「ゾンビ企業」の整理の主要方式—合併再建

中国の政府は、「ゾンビ企業」の整理について、次のような原則を提起した。つまり、できるだけ合併再建を実施し、とりわけ、大規模の「ゾンビ企業」の整理に当たって、そのポイントを、合併再建の推進、産業構造のグレードアップの実現に置き、中国政府は条件を満たす企業が合併再建をするよう奨励し、市場化の手段を動員し、遅れている生産能力を淘汰し、経済構造の最適化を推し進めるという原則である。ここでの合併再建とは、企業が生産経営の中での市場化合併再建(裁判外再建)だけでなく、上記の会社更生も含まれる。

国有企業を例とすれば、去年と今年、中国の政府は、中央企業の合併に大いに拍車をかけ、「より強く、うまく、大きくする」を目標に、再建のペースを深く調整することにより加速化し、中央企業の団体レベルの再建を推進するとともに、カス電気、重型の装備の製造、鋼鉄などの領域の再建を安定的に推進した。例えば、宝鋼と武鋼は、戦略的な再建

を行い、現在、中国の宝武鋼鉄集団として合併された。他方で、有力の企業と上場会社をプラットフォームとして、企業間の同じ業務パターンにおける資源の整合を強化し、中央企業間で資産再建、equity cooperation、資産の置き換え、無償の譲渡、戦略的な連盟、共同開発などの方法を通じ、資源を有力な企業や企業の主業務に集中することを支持する。例えば、元の中国南車と中国北車が合併して中国中車とされ、元の中国遠洋と中国海運が合併して中国遠洋海運とされた。

再建調整を通じ、国有企業の全体的実力を向上させ、また、資源を需要の旺盛な産業と産業ハイチェーンに集中させる。今のところ、合併再建調整は、中央企業の間、国有企業の間と同質化の競争を減少し、力量を集中し、国有企業の実力を向上させ、国有企業をより大きく、強く、うまく仕上げるというもう一つの機能を果たしている。

今まで、15組、28社の中央企業が合併再建を完成している。経済構造の調整、過剰の生産能力の圧縮、「ゾンビ企業」の整理、退却は、中央企業間における再建調整の助けとなっており、また、供給側の改革の主方向をコントロールし、一連の国有企業を整理、退却し、効率の低い資産と無効な資産を素早く処理し、遅れている生産能力を淘汰させ、よって、中央企業の「スマート化」、構造の最適化、質と効率の向上といった目標を実現できるのである。

(五) 「ゾンビ企業」の整理の新たな仕方―「籠の中の鳥を取り替える」

「籠の中の鳥を取り替える」ことも、今回、「ゾンビ企業」を整理するための新たな経済的措置として導入されたが、これは、既存の伝統的な製造業を産業基地から移転させ、そのかわりに、先進的な生産方法を導入し、経済の変革、産業構造の最適化を実現することを意味する。今のところ、中国の経済発展は、新たな安定的な状態に入り、経済成長の市場環境、資源要素の条件なども、少しずつ変化していき、このような状況のもとで、伝統的な粗末型発展の道は維持しがたくなり、安定的かつ持続的な成長を維持するためには、構造の調整を大いに推進し、創造的かつ新たな発展戦略を早く実施するほかない。方式の転換、構造の調整は、不可避に直面する課題であり、「籠の中の鳥を取り替える」ことは、まさにその具体的な仕方の一つである。多くの「ゾンビ企業」を見ると、伝統的な生産能力が相対的に成熟し、かつ、比較的大きな市場を占めているがゆえに、ほとんどの場合、現在の発展状況の存在を意識したとしても、「自分に向けた革命」をし難いのである。

市場の状況に順応し、発展エネルギーの転換を加速化しないと、結局、時代から取り残されることになる。コダックフィルム事件や、ノキア携帯電話事件がその典型例である。伝統的な生産能力の向上、技術のイノベーションの刺激は、もはや新たな時代におけるエネルギー転換の原動力になり、企業は、市場の主体として、「二次的な起業」のペースを加速化すべきである。企業が、技術のイノベーションを先頭に、新たな技術、新たな産業、新たな業務、新たなモデルを中核にし、知識、技術、情報、データなどの新たな生産要素を支えにすることは、新たな生産力の発展状況を反映しており、実体経済発展の向上の強大な動力であるといえる。また、環境に優しい発展の道筋を維持し、有効な供給を提供して初めて、企業の再興を実現できるのである。

「籠の中の鳥を取り替える」というのは、一つの企業に限らず、一つの区域にとっても必要である。中国の改革解放の先端陣地である深圳は、まさに、数年前、「籠の中の鳥を

取り替える」ことを通じ、質的な成長、持続的な発展を遂げている。そこには、敷地面積が大きくなく、全国で一番いい大学もなく、高い水準の科学研究所も置かれていないが、華為、tencent、華大遺伝子のような世界的な影響力を持つ先端技術企業が生まれている。企業が、科学研究とイノベーションの資源を配置する主力になっていると言える。統計によると、深圳の第三次産業の比率がすでに第二次産業を超えており、第二次産業の比率は、構造的な変化が生じているようである。各地の経済が衰退していく中で、このように、産業転換及び向上の効果の顕著な深圳のみ、中国の大都市の中で、最も低い投資率、最良の環境、最も低い負債率、最良の起業環境及び最も持続的な発展モデルを維持しているのである。以上のことから見られるように、「籠の中の鳥を取り替える」ことを通じ、先端産業は、伝統的な生産能力を更新し、放置された資源を活用することによって、科学研究、イノベーション、土地などの生産要素の価値を抜本的に引き上げ、区域発展のため、新たな活力を注入できると考えられる。

(六) 「ゾンビ企業」の整理に対する金融措置の助力

金融機関への依存性と寄生性は、「ゾンビ企業」の一つの大きな特徴である。逆に、「ゾンビ企業」に対し金融機関が持続的に貸金を提供することは、不良負債を生むリスクが生じやすい。7月に開催された中国金融工作会議において、最高指導者は、国有企業という梃子を重点的に位置づけ、「ゾンビ企業」をよく処理し、金融リスクを予防するよう要求した。「ゾンビ企業」について、金融機関は、貸金リスクのコントロールをし強化し、「ゾンビ企業」の信用規模と構造を調整、最適化し、異なる産業、規模の「ゾンビ企業」に応じた対策をし、国有企業の資本投資、会社の運営及び各種資産のプラットフォームを十分に発揮し、不良資産を穏当に処理し、有効に復活させなければならない。他方で、合併再建に適切に参加し、また、「ゾンビ企業」であっても完全に価値がないわけでもないから、技術のイノベーション、産業の工場にも一定の投資価値があり、金融機関は、直接の融資と債権の株式化について、市場・ルールを形成することを通じ、企業の融資へのコストとハードルを下げ、貸金リスクを解決しなければならない。

2016年10月10日に、中国の国務院は、正式に、「銀行による債権の株式化を市場化することに関する指導意見」を公表し、そのうち、国家により他の定めがある場合を除き、銀行は、直接に、債権を株に変換することができないと定めた。銀行が、債権を株に変換するためには、実施機関に対して債権を譲渡し、実施機関が債権を対象企業の株に変換しなければならないのである。また、「意見」は、自主的な交渉を通じ、株式化の相手、債権及び価格と条件を確定し、てこの仕事を穏当に進めることを要求した。2017年の7月まで、中国銀行、建設銀行、工商銀行及び農業銀行などの四大国有銀行の債権の株式化の実施機関が、銀監会の許可を経て、設立されており、このことは、債権の株式化の市場・ルールの形成のための実施条件を備えた。「ゾンビ企業」への債権の株式化の戦略は、二つに分けるべきであり、一つとして、企業のビジョンが良好であるが、一時的な困難に直面する良質な企業に対応しなければならない。すなわち、(1)産業の周期的な変動により、苦境に陥るが、逆転の見込みのある企業、(2)負債が大きいため、負担が過剰である成長型企业、特に、戦略的な、新たな産業領域における成長型企业、(3)負債が大きく、かつ、生産能力の過剰な産業の前列に位置している、重要な企業と、国家安全に関わる戦略的な企業が含まれる。他方で、以下の類型に属する企業をその対象から排除しなければ

ならない。すなわち、(1)損失を挽回する見込みがなく、生存ビジョンを失った「ゾンビ企業」、(2)悪意に債権を回避する行為を行った企業、(3)債権債務関係が複雑で、不明確な企業、(4)過剰な生産能力の拡張をして、在庫の増加を促進する可能性のある企業が含まれる。

2016年9月に中国銀監会では、「銀行業金融機関債権者委員会が関連業務をよくすることについての通知」を公表し、銀行業金融機関の債権者委員会制度を新たに設立した。債権者委員会制度の設立により、債権銀行業金融機関が共同に債務企業の債務危機を解決するために集団的に交渉し、集団的に対策し、共同の行動を行う業務プラットフォームを提供することによって、個別の債権金融機関が勝手に債務企業に対し行動し、債務企業の経営リスクを増加させ、その上さらに、破産という不利な局面に直面することを有効に回避することができる。これは、銀行業金融機関の全体利益を保護することに有利であるだけでなく、債権銀行業金融機関と債務企業が交渉を通じ金融債務問題を解決するのに時間と空間を提供し、よって、債権銀行業金融機関の法的利益を保護するとともに、企業を助けて困難な時期を超えることができる。

最大の貸金業者が先頭に立って組み立てる債権者委員会は、銀監会が銀行債権の保護、不良債務の回避の予防、企業債務の調整の促進を推し進めるに当たっての、新たな作業の仕組みの一つであり、市場・ルールの形成を通じ、銀行債権を保護し、企業債務の調整を実施し、「ゾンビ企業」を退出させる有益な試みである。この制度のもとで、銀行債権者と債務者企業が自主的に協働し自主的に交渉することによって、最適な債務解決方法を探ることができ、この仕組みは、企業と銀行の間でwin-winを実現するよう働きかけるための、一種の創造と探索であると考えられる。

7月まで、中国で設立された債権者委員会は、1.2万箇所を超え、各銀行は、すでに50社以上の企業と債務の株式化枠組み協約を締結しており、その金額は7000億元を超えている。

(七)「ゾンビ企業」の整理の重要な原則—労働者の適切な配置

「ゾンビ企業」を整理するにあたって、不可避に直面するもう一つの問題は、労働者の離職失業問題であり、労働者の配置を適切に処理することが、整理作業の重要な一環となっている。中国の最高責任者は、この問題に関連し、労働者の配置・補償、転職就職、再就職研修などに関する各作業をうまく取り扱い、社会保障と生活救助の作用を発揮し、再就活能力のない人々の基本的生活を確保することを繰り返して要求した。具体的には、離職退職する人員を地方に移行する属地化管理政策を徹底し、失業救済金の基準を引き上げ、再就職研修を強化し、起業に必要な支援を行い、「ゾンビ企業」の従業員の分散及び配置の作業を促進することが含まれる。そのため、中央政府は、工業企業の構造調整の専門奨励・補償資金を設立することを決定し、二年間で人民元1000億をかけて、労働者の配置、技能研修などの問題の解決に取り組んだ。ある地方政府では、「ゾンビ企業」による労働者の配置作業に関する指導意見を公表し、法定退職年齢まで5年未満であり、再就職が困難な労働者に対し、本人の申請、企業の同意を経て、また、内部退職休養契約を締結したのであれば、内部退職休養を遂行することができ、毎月、企業のほう（再建手続の場合）で基本生活費を払う対策を設けた。企業から離れることを求められる労働者に対

し、就職補助計画を稼働し、職業研修、職業紹介、職業指導の面から一連の措置を採用し、早く就職し、起業できるように労働者を支援した。

今年の3月に、中国の人社部は、2016年に、過剰な鋼鉄石炭生産能力を消化・解決するにあたって、28個の省の1905社の企業における72.6万人が配置、転職され、全体の進行が安定かつ順調であり、嚴重な矛盾と問題が発生しなかったとし、また、今年度は、概ね、50万人の労働者が転職、再配置されることになるが、引き続き、企業の主体的地位の確立、地方による組織、法律と規範に従う原則のもとで、企業の主体的な作用と社会保障を結合することを通じ、いろんな対策を設け、労働者の配置にうまく対応する予定である、と示した。

おわりに

「ゾンビ企業」への宣戦は、中国が、市場経済体制の補完、産業構造の調整、過剰な生産能力と消費金融の系統的なリスクの解決、市場経済法化の健全において、踏み出した重要な一步である。政府、法院、金融機関の間で、協働的に行動し、それぞれの機能を果たし、行政の関与を排除し、破産などの退出仕組みを補完し、市場化・法化の手段を通じ「ゾンビ企業」を整理するとともに、政府のほうでは、積極的な引導・援助作用を発揮し、法院では、破産事件を審理、受理し、社会問題を解決しなければならない。同時に、中国は、「ゾンビ企業」の整理における日本と韓国の経験と成功的なやり方を学び、参照し、この難しい経済的な問題をいかに解決するかを一緒に検討していくことを願っている。

参考文献：

1. 中国人民大学国家発展及び戦略研究院による、「ゾンビ企業」についての中国における最初でかつ全面的な研究に関する報告書「中国『ゾンビ企業』研究報告—現状、原因及び対策」；
2. 王欣新「ゾンビ企業の整理と破産法の実施」
3. 程順増、徐根才「ゾンビ企業の発見と司法経路の選択」